

報道機関各位

## 令和3年度箕輪町重度介護者等の介護手当について

町では在宅で高齢者の方を介護されている皆さまのご労苦に対し、介護手当を支給します。

対象者 次の①～③のすべてに該当する方

- ① 基準日 令和3年9月1日に、町内に住所を有している方
- ② 認定者の要件 65歳以上で、
  - (ア) 要介護3以上の認定を受けている方
  - (イ) 要介護2の認定を受け、認知症自立度Ⅲ以上である方  
(認知症の自立度は町で確認します。)
- ③ 介護者の要件 令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に在宅（同居かつ同一世帯）で、②の（ア）又は（イ）に該当する方を6か月以上介護している方

※ 介護期間は通算です。入所等の日数を除き、在宅で通算6か月以上介護していれば対象となります。

入所等とは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への入所、ショートステイの利用、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への入居が該当します。

支給額	要介護2（認知症自立度Ⅲ以上）	55,000円
	要介護3	60,000円
	要介護4	70,000円
	要介護5	80,000円

支給方法 口座振込

申請締切 令和3年10月15日（金）

添付資料 有

無



### じゃらんnet

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2021」でもみじ湖が2年連続**全国1位**に選ばれました！！

福祉課 社会福祉係  
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 正木 美幸 宮崎 真吾  
電話：0265-79-3111 (内線 1410,1432)  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：fukushi@town.minowa.lg.jp